



# 守ろう地域の宝! 民俗芸能

～備中地域編～



ももっち・うらっち  
と一緒に  
見ていこう!



## はじめに

文化財と聞いて、みなさんが思いうかべるものはどんなものでしょうか。多くのみなさんが思い描く文化財は、おそらく建物や美術工芸品、古墳、城跡、庭園などの有形、つまり形ある文化財が多いのではないのでしょうか。それら有形の文化財に対して、形の無い文化財もあります。これらは、無形文化財や無形民俗文化財と言って、例えば、焼き物や刀剣を作る技術や能などの伝統芸能を演じる「わざ」は無形文化財にあたります。そして、踊りや祭り、神や仏をまつる行事、衣食住にまつわる生活文化などは無形民俗文化財といいます。そのうち無形民俗文化財は、私たちの生活に関わりの深いものですから、これほど身近な文化財はないと言えるでしょう。

近年、無形民俗文化財の重要性が以前よりも注目されるようになってきています。きっかけは、平成7（1995）年の阪神淡路大震災、平成23（2011）年の東日本大震災、平成27（2015）年の熊本地震をはじめとして、日本でもたびたび発生する災害です。被災地において電気や水道など、いわゆるライフラインが復旧し、住居が再び建てられ、一見、生活再建が進んだように見えても、以前の活気がなかなか取り戻せないとか、「心の復興」が進まないということがしばしば聞かれます。それには様々な要因があると思いますが、災害によって多くの方が亡くなったり、被災地を離れて避難生活が長く続くことで、地域社会の結びつきが失われてしまうことが、要因の一つと考えられています。

こうして、地域で行われている祭りや年中行事（＝無形民俗文化財）が、地域の結びつきを維持するために大きな役割を果たしてきたことがあらためて認識されるようになりました。災害が起きたことにより、祭りや行事などを維持することがこれまで以上に困難になり、そのような状況が、被災地が災害から復興していく上での一つの壁となっているのではないかと考えられるようになったのです。私たちは、ただ単に地域の行事としてそれらを守ってきたのではなく、それらを心のよりどころとして生きてきたと言えるでしょう。そして今、私たちが心豊かに生きていくためには、無形民俗文化財がなくてはなら

ないことがあらためて認識され、注目されているのです。しかし、私たちが第一に知っておかなければならないのは、大災害が起こる以前からの問題として、社会の変化による人口の都市部への集中や少子化・高齢化等によって、祭りや行事などの民俗芸能が存続の危機に瀕しているということです。

今回のガイドブックのタイトルは「守ろう地域の宝！民俗芸能」としました。みなさんに文化財としての価値だけでなく、私たちの心のよりどころとしての無形民俗文化財の意味を知っていただくとともに、これからも地域の中で長く守り伝えるために、私たちが今何をすべきかを考えるきっかけになることを期待しています。

このガイドブックでは、無形の文化財のうち、岡山県の備中地域で守り伝えられている代表的な無形民俗文化財を紹介します。一口に岡山県と言っても、自然豊かな山間部や海辺の地域もあれば、都市部もあります。気候も南北で大きく異なり、生活文化も多様で、言葉にも地域ごとに特徴があります。このガイドブックをご覧になって、みなさんが生まれ育った地域にどのような生活文化があり、どのような民俗芸能が行われてきたのといったことを今一度振り返り、それらをさらに未来へ伝えていくことの大切さについて考えるきっかけとなれば幸いです。

### 用語解説



民俗文化財…文化財保護法では、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」とされ、日常生活の中から生まれ、伝えられてきた、身近な生活に関わる有形、無形のものがあります。

無形文化財…文化財保護法では、「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」とされ、伝統的な芸能や工芸技術その他の人間の「わざ」がこれにあたります。



# たいこたうえ 太鼓田植

(新見市哲西地区・神郷地区)

県指定  
重要無形民俗  
文化財



写真提供 新見市教育委員会



写真提供 新見市教育委員会

太鼓田植は、「はやし田植」とも呼ばれ、備中北部に伝承されている民俗芸能です。新見市哲西地区と同市神郷地区のものが県指定重要無形民俗文化財に指定されています。

太鼓田植の起源は、中世に行われた田楽<sup>でんがく</sup>という芸能にあると考えられています。「さげ」と呼ばれる男性が打つ太鼓に合わせて、田植え歌を歌い、「植え子」と呼ばれる花笠姿<sup>さおとめ</sup>の早乙女

が苗を植えていきます。田の神に豊作を祈る儀礼であるとともに、音楽と歌によって田植えの能率をあげる効果もあったと考えられます。稲作が生活の中心であった日本の風土を色濃く残す民俗芸能と言えます。

開催日等：5月3日 道の駅鯉が窪  
(新見市哲西町矢田) 周辺  
5月下旬 夢すき公園  
(新見市神郷下神代)

その他、例年6月に岡山後楽園(岡山市)で行われるお田植祭りでも保存会によって披露されています。

## 周辺図



おおしま かさおどり  
**大島の傘踊** (笠岡市大島中)

県指定  
 重要無形民俗  
 文化財



写真提供 笠岡市教育委員会

大島の傘踊は、笠岡市大島地区に伝えられている盆踊りです。男女2人1組となり、傘を刀に見立てて斬り合うように踊るところに特徴があり、県指定重要無形民俗文化財に指定されています。

「大島音頭」にあわせて、武道の型を仕組んだ「出踊り」「忍び」「斬り合い」の三種類の型を順に、素朴かつ優雅に踊ります。その起源については、戦国時代<sup>（しゅうごう）</sup>に大島の領主であった細川通董<sup>（みちただ）</sup>の百回忌墓前祭が貞享3（1686）年に行われた際、夕立にあい、刀の代わりに雨傘を用いて踊ったことが始まりと伝えられています。



写真提供 笠岡市教育委員会



開催日等：8月14日  
 笠岡市立大島中学校校庭  
 毎年、「大島地区ふれあい納涼の夕べ」  
 で踊られています。





写真提供 笠岡市教育委員会

白石島は、笠岡諸島では北木島に次ぐ規模の島で、島の一部は国の名勝に指定され、白石島の中央にある鐘岩かねいわは国の天然記念物に指定されるなど、自然豊かで風光明媚な島として知られています。この白石島で行われている白石踊は、治承・寿永の乱で亡くなった人々をとむらうために始まったと伝えられています。現在は8月13日から16日の4日間に行われ、それ以外にも観光客向けに実施されています。

## 用語解説

盆…仏教における盂蘭盆会うらぼんえのこと。現在の暦では8月15日前後の時期にあたります。

盆踊り…盆を中心とした時期に行われる、死者の霊を供養するための踊り。念仏を唱えながら鐘かねや太鼓を打ち鳴らして踊る念仏踊りの系統や、流行の歌（小歌）を伴奏として踊る小歌踊りの系統などがあり、みやびやかな仮装をして行う行事や踊りなどを総称して「風流」といいます。

治承・寿永の乱…西暦1180～1185年のいわゆる源平合戦のこと。源氏と平氏が争い、源氏が勝利しました。瀬戸内海周辺も戦いの舞台となったため、笠岡諸島にも合戦にまつわる伝承が残っています。





写真提供 笠岡市教育委員会

白石踊は岡山県を代表する盆踊りで、国の重要無形民俗文化財に指定されています。盆踊りは、お盆に先祖などの霊をなぐさめる供養の行事として日本各地で、地域ごとに広く伝承されていて、みなさんも地域や学校の様々な場面で踊った経験があると思います。そのような意味で、最も身近な民俗芸能の一つです。

白石踊は、一つの音頭に合わせて、振りの異なる10種類以上の踊り手が輪になって踊るところに大きな特徴があります。踊りは、男踊、女踊、娘踊（月見踊）、扇踊、奴踊、笠踊、二つ拍子、大師踊、阿亀踊、梵天踊、ブラブラ踊、鉄砲踊、真影踊の計13種類があり、変化に富んだ内容を持つ盆踊りとして高く評価されています。

開催日等：8月13～16日  
白石公民館広場等

7月には観光客向けの見学・体験ツアー、  
一般対象の出前講座も行われます。





松山踊りは備中松山藩の城下町であった現在の高梁市において、江戸時代前期から伝承されている盆踊りで、「地踊り」「仕組踊り」「ヤトサ」で構成されます。

「地踊り」は、けいあん慶安元（1648）年に備中松山藩主水谷勝隆が豊作と城下町の繁栄を祈って、八幡神社（高梁市和田町）の秋祭りとして始めたと伝わるもので、それが城下町の商家に広がり盂蘭盆会の行事として定着したようです。「仕組踊り」は、えんきょう延享元（1744）年以降、藩士の子弟による尚武の踊りとして始まったとされます。「ヤトサ」は、かつて旧川上・上房郡内に伝わっていた踊りですが、平易なせんりつ旋律や軽快なリズムが親しみやすく、昭和初期以降に高梁市街地で踊られるようになったとされるものです。現在では県内最大級の盆踊りとも言われ、当日は多くの人でにぎわい、県指定重要無形民俗文化財にも指定されました。

開催日等：8月14～16日

備中高梁駅前大通りおよびその周辺

### 用語解説

尚武の踊り…尚武（武道などを大切なものと考えたこと）の考えに基づいた、士気を高めるための踊り

### 周辺図



いとさきはちまん

なかやまてん

しんじ

# 糸崎八幡神社・中山天神社の神事

(井原市芳井町西三原・東三原)

県指定  
重要無形民俗  
文化財



写真提供 井原市教育委員会

備中地域に特徴的な民俗芸能の一つが渡り拍子です。備中地域の中西部に多く伝わり、御神幸の供奉楽（次ページ参照）として、美しい花笠をかぶった踊り手が、お囃子に合わせて飛び跳ねるように踊るとも華やかなもので、楽打ち、頭打ちなどとも呼ばれます。

糸崎八幡神社と中山天神社で行われている神事は、「渡り拍子」だけでなく、社殿等のお祓いの神事として行われる「御湯立神事」や、御旅所に神輿で神を移す「御神幸」などからなる祭りで、一連の神事が特によく伝承されているということが評価され、県指定重要無形民俗文化財となっています。

## 周辺図



開催日等：【糸崎八幡宮】  
11月第2土曜日の正午から

【中山天神社】  
11月第2土曜日の翌日の正午から



すき さき はち まん

あき まつ

# 鋤崎八幡神社の秋祭り

(高梁市備中町平川)

県指定  
重無形民俗  
文化財



写真提供 高梁市教育委員会

鋤崎八幡神社は、建武3(1336)年に領主の平川氏が石清水八幡宮(京都)を勧請(他の場所から移してまつこと)したものとされる神社で、例年11月3日に行われる秋祭りが県指定重要無形民俗文化財に指定されています。

祭りは、跳び子が鉦に合わせてバチで打ち踊る勇壮華麗な「渡り拍子」で始まります。その後、「湯立て神事」が行われたのち、神輿に神がうつり、かつての神田跡である御旅所に向かう「御神幸」が行われ、そこでも渡り拍子が披露されます。最後に神社の拜殿で、古い祭礼の様式を残す「宮座行事」が行われて祭りは終了します。



## 周辺図



### 用語解説

御旅所…御神幸の際、神輿を仮に安置する場所

供奉楽…神輿の道行きなどをはやす楽

しん ほんりょうこく し

あか ごめ

しん せん

# 新本両国司神社の赤米の神饌

(総社市新本)

県指定  
重要無形民俗文化財



写真提供 総社市教育委員会

総社市新本にある<sup>ほんじょう</sup>本庄国司神社と<sup>しんじょう</sup>新庄国司神社は、それぞれ本庄地区と新庄地区の中心的神社で、赤米を用いた神事が伝承されています。本庄国司神社の年始祭・霜月祭では、釜で湯を沸かし吉凶を占う「湯立て神事」が、新庄国司神社の霜月祭では、紅白の餅を用いて競争する「駆けり餅」が行われます。

この両国司神社での神事で捧げられる御神饌が、「新本両国司神社の赤米の神饌」として県指定重要無形民俗文化財となっています。赤米の玄米・御供・一夜づくり・甘酒などが神に捧げられるほか、宮司、氏子、参詣者にも神に供えられた赤米などが振舞われます。



## 開催日等

【本庄国司神社】 年始祭 (旧暦1月6日)  
霜月祭 (旧暦11月15日)

【新庄国司神社】 霜月祭 (旧暦11月15日)

## 周辺図





写真提供 高梁市教育委員会

神楽とは神にささげられる舞などの総称で、神をまつるほか、豊作を願ったり、災厄をはらったりするために行われ、日本各地に伝承されています。

備中神楽は、主に備中地域一帯に伝承されている民俗芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。

元来は荒神神楽<sup>こうじん</sup>と呼ばれる、荒神<sup>こうじん</sup>に奉納する神事としての神楽が中心でした。荒神をまねく仮設の舞台<sup>こうどの</sup>（神殿）を設けて行うので「神殿神楽」ともいいますが、現在では備中神

## 用語解説

荒神…集落にまつられている、家や村を守る神

西林国橋…江戸時代に現在の高梁市に生まれた国学者

国学…日本に古くから伝わる記録（古事記など）を研究して、日本固有の文化を解き明かそうとする学問

古事記…奈良時代に完成した天皇家の歴史や日本の神話などを記録した歴史書

日本書紀…奈良時代に天皇の命で作られた歴史書で、中国にならって作られた歴史書の最初のもの





写真提供 高梁市教育委員会

楽という名称が一般的となっています。

江戸時代後期になると、国学者の西林国橋が、古事記や日本書紀に描かれている神話から「天の岩戸開き」「国譲り」「大蛇退治」を取り入れ、芸能的要素の強い神楽を創作しました。これが「神代神楽」で、当時の人々から人気を得て各地で盛大に行われました。こうして神代神楽が備中神楽の中心的な位置を占めるようになり、現在では、備中神楽と言えば、こちらを思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。

備中地域各地に神楽を行う団体（神楽社）があり、日名交流館かぐら（高梁市）や神楽民俗伝承館（井原市）などが保存伝承の拠点となっており、秋祭りや地域の行事のなかで備中神楽が奉納されるなど、広く伝承されています。



こう はち まん ぐう まつ

# 鴻八幡宮祭りばやし(しゃぎり)

(倉敷市児島下の町)

県指定  
重要無形民俗  
文化財



写真提供 倉敷市教育委員会

鴻八幡宮は、倉敷市児島の琴浦地区の総氏神として広く信仰されている神社で、現在、秋の例大祭は10月の第2日曜日とその前日に行われています。

神輿の御神幸とともに、各地区の氏子が引く勇壮なだんじりなどが祭りを大きく盛り上げる役割を果たしています。だんじりの数も次第に増えてきたことが知られていて、祭りの姿も変化してきているようです。

この例大祭のだんじりで演奏される祭り囃子が「しゃぎり」で、県指定重要無形民俗文化財に指定されています。だんじりの進行に応じて、だんぎれ囃子、上がりは(別名「おやじ」)、<sup>きおん</sup>祇園囃子、神楽囃子、<sup>しがらき</sup>信楽囃子・兵庫囃子、おひやり囃子、下がりはの7曲が演奏されます。「鴻八幡宮祭りばやし保存会」によって、保存と伝承の取組みが続けられています。



開催日：10月第2日曜日とその前日



## 記録作成等の措置を講ずべき無形の 民俗文化財について

このガイドブックではここまで、文化財として指定し、その保護がはかられている国指定重要無形民俗文化財、県指定重要無形民俗文化財を紹介してきましたが、無形民俗文化財については、その記録を作成することにより保護をはかる制度があります。これを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」といいます。

対象となるのは、衰退や変容のおそれが高いもの、広い範囲に分布し、単独の自治体では記録の作成が難しいもの、記録が整備されておらず評価が定まっていないもので、国が該当する無形民俗文化財を選択し、記録作成が行われます。

岡山県内では、下記の12件が選択されていて、国や県指定の重要無形民俗文化財として保護されているものもあります。

	名 称	所 在 地	指 定
1	備中神楽	高梁市成羽町	国
2	白石踊	笠岡市白石島	国
3	大宮踊	真庭市蒜山地方	国
4	<small>からこおどり たちおどり</small> 唐子踊と太刀踊	瀬戸内市牛窓町・同市邑久町	県
5	ヒッタカ	笠岡市金浦	
6	布施神社のお田植祭	苫田郡鏡野町富東谷	県
7	吉備津彦神社御田植祭	岡山市北区一宮	県
8	備中の辻堂の習俗	岡山県	
9	千屋代城のとうや行事	新見市大字千屋小字代城	
10	美作の <small>こほう</small> 護法祭	久米郡美咲町 久米郡久米南町	県
11	岡山県の会陽の習俗	岡山県	国(西大寺の会陽)
12	弘法寺 <small>ねりくよう</small> 脚供養	瀬戸内市	県

# 所在マップ

備中  
地域



- A** 太鼓田植  
新見市哲西町矢田・神郷下神代
- B** 大島の傘踊  
笠岡市大島中
- C** 白石踊  
笠岡市白石島
- D** 松山踊り  
高梁市
- E** 糸崎八幡神社・  
中山天神社の神事  
井原市芳井町西三原・東三原

- F** 鋤崎八幡神社の秋祭り  
高梁市備中町平川
- G** 新本両国司神社の  
赤米の神饌  
総社市新本
- 備中神楽  
備中地域一帯
- H** 鴻八幡宮祭りばやし  
(しゃぎり)  
倉敷市児島下の町

- 発行日 平成30年 3月30日
- 発行 岡山県教育委員会
- 編集 岡山県教育庁文化財課  
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下 2-4-6 電話 086-226-7601 (直通)
- 協力 倉敷市教育委員会、笠岡市教育委員会、井原市教育委員会、総社市教育委員会、高梁市教育委員会、新見市教育委員会